

福島空港台湾便利用促進窓口設置事業（アウトバウンド）業務委託仕様書（案）

1 事業の目的

福島空港への台湾直行便（以下「直行便」という。）就航にあたり、日本側の現地窓口を設置し、日本国内の旅行会社に対するセールス活動等を実施することで、台湾便を利用した旅行商品造成を促進し、直行便の安定的な運航及び将来の定期便化につなげる。

2 業務名

福島空港台湾便利用促進窓口設置事業（アウトバウンド）

3 委託業務の内容

(1) 業務内容

ア 国内において以下の活動を実施すること。

- ① 国内の旅行会社等に直接訪問、電話、ウェブ会議等により接触し、台湾の観光資源の PR 及び福島県の直行便補助事業を案内し、旅行商品造成を促すこと。旅行会社等の反応は、都度アンケート形式等で収集すること。
- ② 台湾側の送客窓口と連携し、直行便の安定的な運航のため、航空会社・旅行会社間の調整を行うこと。
- ③ 直行便の維持拡大のための国内の旅行会社及び個人向けプロモーションについて、計画的・戦略的に実施すること。
- ④ 旅行会社等からの福島県の補助事業、運航情報等の照会に対応すること。
- ⑤ 台湾の新しい観光スポット、福島応援や風評被害に関するニュース記事等の収集を行い、要約で報告すること。

イ 活動状況の報告

毎月 1 回以上、活動状況及び商品造成件数を報告書にまとめて提出すること。

定期報告は、最終月は令和 7 年 3 月 1 9 日までに提出すること。

(2) 留意事項

ア 業務の進行管理

- ① 着手後速やかにスケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、福島県の承認を得ること。
- ② 業務の詳細について福島県と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- ③ 受託業務の開始時期及び終了時期並びに受託期間内において、甲又は乙が必要と認める時期に随時打合せを行うものとする。
- ④ 業務完了後、速やかに報告書を作成し、福島県に提出すること。
- ⑤ 乙は、受託業務の執行に関して、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲に連絡し、指示を受けるものとする。

イ 円滑かつ効果的な業務の実施

- ① 事業の実施にあたっては、福島空港利活用に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- ② 乙は、受託業務の遂行上必要とする資料の収集に当たり、関係機関の協力を得る必要がある場合は、予めその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。
- ③ 本事業の実施にあたり、甲が必要とする関係機関への諸手続については乙が代行するものとする。

ウ 事業費の取り扱い

- ① 編集、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。
- ② 業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを事前に福島県に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

エ 情報資産の管理

- ① 個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ② 本事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて福島県に帰属することとし、一切のデータ等を納品すること。

オ 業務の変更等

- ① やむをえない事情等により実施が困難となった業務内容については、同等の効果が見込まれる代替案を提示し、事業の目的達成に努めること。
- ② 福島空港台湾直行便の運休・中止、あるいは運航日程が大幅に変更する場合は、契約内容を変更する可能性があることとし、福島県は委託予算の範囲内で実費相当分を受託者に支払うこととする。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月19日まで

5 成果品

事業実施報告書

6 提出書類

乙は甲に対して、委託契約書で定めた書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務完了届
- (3) その他甲が必要と認める書類